「いじめ防止対策推進法」及び「六ヶ所村いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対応フロー図

重大事態以外

いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）

学校いじめ防止対策委員会
（いじめの事実の有無の確認）

➡：学校の対応
⇨：村教委の対応

いじめと認定

いじめに対する措置（いじめの解消、再発防止、いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援など）

・第一報（FAX.メール）（様式1−1）
・確認の結果の報告（様式1−2）

六ヶ所村教育委員会

支援、指導・助言、調査

重大事態

重大事態の発生

・発生の報告：第一報（電話）及び文書（様式2）

六ヶ所村教育委員会

⇨ **重大事態の発生を村長に報告**

調査の主体を判断

学校が調査主体
（村教育委員会の指導・助言）

六ヶ所村教育委員会が調査主体

〇学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
〇学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

調査組織設置

学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、必要に応じ第三者を加える。

六ヶ所村いじめ問題対策委員会

中立性・公平性を確保した附属機関が調査内容・方法等を審議し、対策等について六ヶ所村教育委員会に指示する。

事実関係を明確にするための調査

（⬆ 再調査等）

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供

〇関係者の個人情報に十分な配慮が必要だが、個人情報保護を楯に説明を怠ってはならない。
〇アンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合もあることから、調査に先立ち、その旨を在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

調査結果を村教育委員会に報告（事故報告書）

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を村長に報告

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

村長附属機関による再調査→村長は議会に結果を報告